

上記当事者間の平成28年(ワ)第1684号損害賠償請求事件において、当裁判所が令和元年7月18日に言い渡した判決について、明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり更正する。

主 文

5 1 主文第2項から第5項までを次のとおり更正する。

「2 被告Cは、原告に対し、14万3000円及びこれに対する平成27年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、11万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A、同B及び同Dと連帯して）を支払え。

10 3 被告Dは、原告に対し、14万3000円及びこれに対する平成27年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、11万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A、同B及び同Cと連帯して）を支払え。

15 4 原告の被告C、同A、同B及び同Dに対するその余の請求並びに被告市に対する請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、原告の負担とする。

6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。」

2 24頁4行目冒頭から同頁14行目末尾までを次のとおり更正する。

「以上によると、被告A及び同Bに対する請求は、11万円及びこれに対する平成27年10月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（ただし、11万円及び同月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告C及び同Dと連帯して）の連帯支払を請求する限度で理由があり、被告C
20 に対する請求は、14万3000円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（ただし、11万円及びこれに対する同日から支払済
25 みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告A、同B及び同Dと連帯して）の支払を請求する限度で理由があり、被告Dに対する請求は、14万3000円

及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金(ただし、
11万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
の限度で被告A、同B及び同Cと連帯して)の支払を請求する限度で理由がある
から認容し、被告C、同A、同B及び同Dに対するその余の請求並びに被告市に
5 対する請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決
する。」

令和元年8月1日

京都地方裁判所第1民事部

10

裁判長裁判官 井 上 一 成

裁判官 加 藤 優 治

15

裁判官 友 延 裕 美